



じてん車・ほこう者 専用道路

ーレッツ♪スローサイクル&ウォーキングコ

図 建設課(有家庁舎) ☎73-6675



自転車歩行者専用道路の交通ルールってあるの？その①

Q 今回は自転車の交通ルールを教えてください。

A まず、自転車は道路交通法上、軽車両になることから、車道を通行することが原則となります。

Q そうなんだ！車と同じように左側通行なんだね！
そうすると、自転車歩行者専用道路ではどのように通行したらいいの？

A 自転車歩行者専用道路では歩行者優先の通行になります。自転車はすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止するなどのルールがあります。

Q ほかにどんなルールがあるの？

A 並進走行、二人乗り走行、飲酒運転、携帯電話使用は禁止されています。そして、交差点での一時停止と安全確認、信号を守ること、夜間はライトを点灯することが、自転車を運転するときの大事なルールです。

Q そうだね。しっかりとルールを守って運転しないとね。あと、ヘルメットは必要だね？

A 自転車に乗るときは、みんながヘルメットを着用して、けがなどに備えることが大事です。また、道路交通法により、児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようになっています。

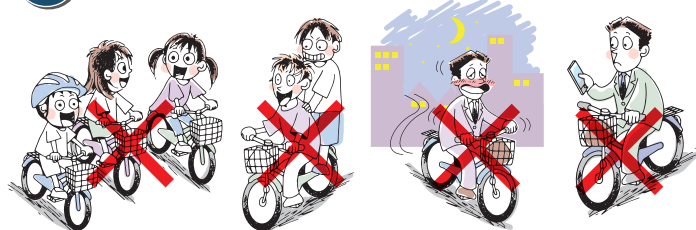


ルールを守って、
自分を守るんだね！
説明ありがとう。
もっと教えてほしいことがあるから、
また質問するわ。

自転車安全利用 5 則



4 安全ルールを守る



●並進・二人乗り・飲酒運転・携帯電話使用の禁止



●夜間は
ライトを点灯

●交差点での信号遵守と
一時停止・安全確認



教えて！国民年金 付加年金制度について

付加年金制度は、国民年金保険料に加えて付加保険料(400円/月)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには市役所または年金事務所で手続きが必要で、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

なお、国民年金基金に加入している人や免除申請をしている人は付加保険料を納めることができません。

図 日本年金機構 諫早年金事務所 ☎0957-25-1662

南島原市 健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641 または 各支所

日本年金機構

検索



日本年金機構HP



南島原の考古学

蛇の目釉剥ぎ

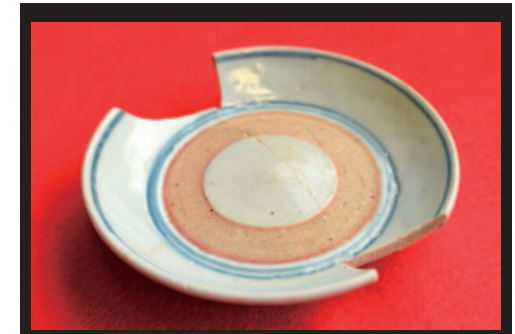
～原城跡(南有馬町)～

二重丸の内側を塗りつぶした模様のことを、日本では蛇の目に見立てて「蛇の目」といいます。現代でも和傘の柄などに用いられますが、発掘調査で出土する陶磁器にも「蛇の目」を見ることがあります。

中世末から近世初頭(1550～1650年頃)にかけての中国福建省から輸入した陶磁器には、コーティング剤である釉薬を蛇の目状に剥ぎ取って素地を露出させているものがあり、これを「蛇の目釉剥ぎ」といいます。

焼物を窯で焼くときには、温度を上げるための大量の木材や、夜通し火を見張るなどの手間が必要です。そこで、一度に多くの焼物を焼き上げるため、窯の中に積み重ねて置きたいのですが、厄介なのは釉薬です。釉薬は、粘土や灰などを水に混ぜたもので、高温で焼くとガラス質が溶けだして冷める過程で硬くなり、透明感のある釉となります。全面に釉薬をかけた焼物を重ねて焼くと、焼物同士がくっついて、金槌で叩いても離れないほど固まってしまうのです。

そこで考えられた方法が蛇の目釉剥ぎです。



原城跡出土貿易陶磁器 小皿

ろくろの上で回転している焼物に鉋をあてがい、輪状に釉薬を剥ぎ取ることで、上に焼物を重ねても底がくっつきません。見た目は少し悪くなるものの、大量生産が可能になったのです。

当時の中国製陶磁器はまさしく高級品。全面に釉を施した美品でなくとも有力者たちはこぞ欲しがったようで、有馬のお殿様も例外ではなかったようです。

2月～3月の小企画

図 2月2日(水)～3月31日(木)

※休館日：毎週火曜日

午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

図 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館

図 一般…200円、高校生…150円、

中学生以下…無料 *団体割引あり

※企画展は入館料のみでご覧いただけます。

図 文化財課(南有馬庁舎) ☎73-6705

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合があります。



こんにちは！消費生活センターです

図 南島原市消費生活センター
☎82-3010

還付金詐欺に要注意！

～電話を切り、市役所に直接確認しましょう～

●相談事例

「南島原市役所介護保険課のタナカです」と電話があった。

「介護保険料の払い戻しが31,230円あり、受け取るための申請を行うよう通知したが、あなたから申請がなかったので電話しました。どの銀行口座に振り込みましょうか」と言われ、いつも〇〇銀行を使っていると伝えた。「では〇〇銀行から連絡させます」と言われ、すぐに「〇〇銀行のサカイです」と電話があった。

「今回は申請期限を過ぎていたのでATMの操作が必要です。ATMに着いたら操作方法を説明するので私にご連絡ください」と電話番号を教えられた。

なんだか不審だ。本当に払い戻しがあるのか。

＜消費生活センターからのアドバイス＞

市内で還付金詐欺の予兆と思われる電話がかかっています。どのような名目であっても、市役所が手続きのためにATMの操作を依頼することは決してありません。

被害を防ぐために、市役所職員を名乗る電話が突然かかってきたら、「こちらからかけ直します」と伝えて電話を切り、市役所に直接問い合わせるようにしましょう。またATMの1日の利用限度額(引き出し、振り込みなどの合計額)を必要最低限に変更しておく、高額被害の防止に有効です。

突然の電話に冷静に対処することは困難です。日ごろから「電話でお金の話が出たら、誰かに相談する」と心づもりしておきましょう。困ったときは消費生活センターにご相談ください。